

給付制度の利用について

教育訓練給付制度

働く人の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする厚生労働省による支援制度です。給付条件を満たす方が本研修を終了した場合、受講料の 20%（10万円を限度）がハローワークから支給されます。

対象者は

次のいずれかの条件を満たしている方

- (1) 雇用保険の被保険者である期間が通算 3 年以上あること。（空白期間が 1 年以内であること）
- (2) 現在被保険者でない方で、退職から 1 年以内で、かつ被保険者の期間が 3 年以上ある方。

※上記(1)(2)とも初めて教育訓練給付制度を利用される方は被保険者期間が 1 年以上で利用可能です。

- ・受講開始日に条件を満たしている方が対象です。
- ・過去にこの制度を利用された方は、その利用から 3 年以上経過していることが必要です。
- ・受給資格の細部についてはハローワークにお問い合わせください。

利用方法は

1. 受給資格をご本人の住所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）にご確認ください。
2. お申し込み時に、受講申込書の「備考」欄に給付制度を利用する旨をご記入ください。
3. 講座終了後、当法人から「教育訓練修了証明書」等必要な書類を送付します。
4. 終了後 1 ヶ月以内に上記の書類と「雇用保険被保険者証または雇用保険受給者資格者証」、「本人の住所を確認できる官公署発行の書類」をご本人の住所を管轄するハローワークへ持参し、手続きしてください。
5. ハローワークから本人の指定口座に給付金が振り込まれます。

自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母の主体的な能力開発を支援するもので、上記雇用保険の教育訓練給付金の受給資格を有しない人が都道府県、市及び福祉事務所設置町村が指定した教育訓練給付講座を受講し、終了した場合、受講料の 20%の自立支援給付金が支給されます。

対象者は

以下の条件のすべてを満たしている方

- (1) 児童扶養手当支給水準の母子家庭であること。
- (2) 雇用保険法による教育訓練給付（上記教育訓練給付制度）の資格を有しないこと。
- (3) 教育訓練を受けることが適職につくために必要であること。

利用方法は

1. 各市区町村の福祉関連部署にお問い合わせください。
この制度を利用される方は必ず受講開始前に住民登録のある児童福祉課（子供家庭課）母子自立支援員への連絡、相談が必要です。（郡部においては県の福祉事務所）
2. お申し込み時に、受講申込書の「備考」欄に給付制度を利用する旨をご記入ください。